16 パートタイム・有期雇用労働者と税金

1 パートタイム・有期雇用労働者と税金
※令和８年分の所得税及び令和９年度の住民税について適用

通常、パートタイム・有期雇用労働者の収入は給与所得となります。そのため、一定の金額を超える収入があると、所得税と住民税がかかります。

（1）所得税：年収が 178 万円を超えると、年収に応じた控除額を超えた額に対して所得税が課税されます。

（2）住民税：年収が 119 万円を超えると、超えた額に応じて住民税（所得割）が課税されます。住民税（均等割）については、非課税の範囲が地域によって異なりますので、お住まいの区市町村へお問合せください。

交通機関等を利用する者の通勤手当は月額 15 万円まで非課税扱いとなり、社会保険料（全額）や生命保険料・損害保険料（一定額まで）は所得から控除できます。

2 配偶者控除と配偶者特別控除
※令和８年分の所得税及び令和９年度の住民税について適用

（1）配偶者控除：パートタイム・有期雇用労働者の年収が 136 万円以下のとき、配偶者の所得から配偶者控除（所得税 38 万円、住民税 33 万円）が受けられます。

（2）配偶者特別控除：パートタイム・有期雇用労働者の年収が 136 万円を超えると配偶者控除は受けられなくなりますが、家計全体としての税負担が急激に増すことのないように配偶者特別控除が設けられています。この控除が受けられるのは、パートタイム・有期雇用労働者の年収が 136 万円超 207 万円以下の場合です。控除額は、年収に応じて調整されるもので、一律ではありません。

※なお、配偶者の年間の合計所得金額が 1,000 万円を超える（その年収が給与収入のみの方の場合は、年収で 1,195 万円を超える）場合は、配偶者控除、配偶者特別控除とも受けることができません。

パートタイム労働者の年収と税金

パートタイム労働者の年収額	本人に税金がかかるかどうか		配偶者の所得から控除が受けられるか（所得税・住民税）※	
	所得税	住民税（所得割）	配偶者控除	配偶者特別控除
119 万円以下	×かからない	×かからない	○受けられる	×受けられない
119 万円を超え 136 万円以下	×かからない	○かかる	○受けられる	×受けられない
136 万円を超え 178 万円以下	×かからない	○かかる	×受けられない	○受けられる
178 万円を超え 207 万円以下	○かかる	○かかる	×受けられない	○受けられる
207 万円超	○かかる	○かかる	×受けられない	×受けられない

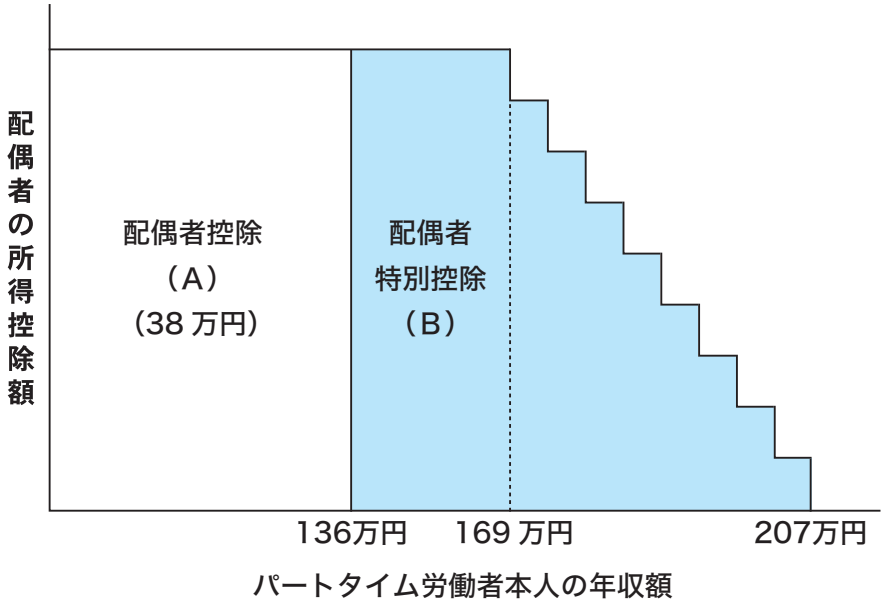
※ただし、配偶者が適用を受けることのできる控除は、その配偶者の年間の合計所得金額が 1,000 万円（収入が給与等のみである場合は、その収入金額が 1,195 万円）以下の場合に限られます。

パートタイム労働者の年収と配偶者控除・配偶者特別控除の額

制度の種類	パートタイム労働者の給与年収	配偶者の給与年収		
		1,095 万円以下	1,095 万円超 1,145 万円以下	1,145 万円超 1,195 万円以下
配偶者控除（A）	～136万円以下	38 万円	26 万円	13 万円
配偶者特別控除（B）	136万円超～169万円以下	38 万円	26 万円	13 万円
	169万円超～174万円以下	36 万円	24 万円	12 万円
	174万円超～179万円以下	31 万円	21 万円	11 万円
	179万円超～184万円以下	26 万円	18 万円	9 万円
	184万円超～189万円以下	21 万円	14 万円	7 万円
	189万円超～194万円以下	16 万円	11 万円	6 万円
	194万円超～199万円以下	11 万円	8 万円	4 万円
	199万円超～204万円以下	6 万円	4 万円	2 万円
	204万円超～207万円以下	3 万円	2 万円	1 万円

※令和8年分の所得税について適用されます。

（参考）配偶者控除・配偶者特別控除の考え方（所得税の場合）



（参照：厚生労働省発行「パートタイム労働法のあらまし」より）

詳しくは、所得税については税務署に、住民税についてはお住まいの区市町村にご確認下さい。